

東大和市個人情報保護条例の一部を改正する条例

東大和市個人情報保護条例（平成17年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第34条の10中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。